

# 4 国民健康保険(国保) 年金・市税



保険・年金



市税



## ■国保の届け出

【国民健康保険課】 ☎ 216-1228 (FAX) 216-1200 各支所の市民課・総務市民課

- ・国民健康保険は、病気やけがのとき安心して医療を受けられるように、みんなで助け合う相互扶助の制度です
- ・職場の健康保険などに加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。手続きが遅れたときは、さかのぼって加入することになります
- ・国民健康保険に入るときや、やめるときなどは、事実の発生後14日以内に、国民健康保険課や各支所国保担当窓口へ届け出てください

こんなとき		必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/> 出かける前に確認を
国保に入るとき	本市に転入してきた	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	
	職場の健康保険をやめた	<input type="checkbox"/> 健康保険の資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	
	生活保護を受けなくなった	<input type="checkbox"/> 保護(廃止)証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	
国保をやめるとき	本市から転出する	<input type="checkbox"/> 国保の保険証(該当者全員分) <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
	職場の健康保険に入った	<input type="checkbox"/> 国保の保険証(該当者全員分) <input type="checkbox"/> 職場の保険証(該当者全員分) <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
	生活保護を受けることになった	<input type="checkbox"/> 国保の保険証(該当者全員分) <input type="checkbox"/> 保護(開始)証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

※本人確認書類…運転免許証、パスポート、敬老パスなど顔写真付き公的身分証

※すべての届け出に、該当者及び世帯主のマイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカードなど)をお持ちください

※別世帯の人が代理人として手続きに来るときは委任状をお持ちください

## ■国民年金

【国民年金課】 ☎ 216-1224 (FAX) 216-1200 各支所の市民課・総務市民課

- ・国民年金は、老齢、障害、死亡のときに所得保障を行う制度です
- ・年金給付費を現役世代の保険料などでまかなう「世代間扶養」により国民全体で助け合う制度です

### ●国民年金に加入する人

20歳～60歳未満の全員が加入しなければなりません

第1号被保険者	20歳～60歳未満の自営業者や学生など
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者(会社員や公務員など)
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳～60歳未満の人

### ●加入手続きが必要なとき

- ・60歳未満で会社などを退職したとき
- ・離婚や配偶者の退職などにより被扶養配偶者でなくなったとき
- ・60歳以上や海外転出などで任意加入するとき

## 4 国民健康保険(国保)・年金・市税

### 個人市民税

【市民税課】 ☎ 216-1173~1175 FAX 216-1177  
各支所の税務課

#### ●納めなければならない人

- ①毎年1月1日現在、市内に住み、前年中に非課税限度額を超える所得があった人
- ②市内に事業所や家屋敷のある人で、市内に住所がない人(均等割のみ)

### 固定資産税

【資産税課】 ☎ 216-1179~1182・1185・1187  
FAX 216-1168  
各支所の税務課

#### ●納めなければならない人

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有している人

### 軽自動車税(種別割)

【市民税課】 ☎ 216-1172 FAX 216-1177 各支所の税務課

#### ●納めなければならない人

毎年4月1日現在、市内で原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人  
※一定の要件に該当する身体障害者などの課税が免除される制度があります

#### ●申告が必要なとき

軽自動車などを取得・廃車・譲渡したとき

#### ①原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車

市民税課または各支所の税務課へ申告してください

#### ②軽自動車(三輪・四輪)・125ccを超える二輪車

申告の手続きは、下記へお問い合わせください

車種	申告場所
軽自動車(三輪・四輪)	一般社団法人全国軽自動車協会連合会鹿児島事務所 〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-42 ☎261-4011
125ccを超える二輪車	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-1 ☎050-5540-2089(音声案内)



## 市税の納付

【納税課】 ☎ 216-1190 (FAX) 216-1196 各支所の税務課

- ・納税通知書に記載されている金融機関やゆうちょ銀行(郵便局を含む)、納税課、各支所で納付できます
- ・軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税、個人市民税・県民税(普通徴収)はコンビニエンスストアやATM(Pay-easy(ペイジー)対応の現金自動預払機)、インターネットバンキング、モバイルバンキングでも納付できます
- ・市税の納付は安全・便利な口座振替もご利用ください

## 市税に関する証明などが必要なとき

【資産税課】 ☎ 216-1179・1180 (FAX) 216-1168 各支所の税務課

### ●手続きに必要なもの

- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポート、敬老パスなど)
  - ・法人は法人印(法人名の入っている印鑑)
- ※代理人のときは委任状が必要です

証明書などの種類	手数料
所得額証明、課税額証明、所得額・課税額証明	1件 300円
納税証明(税目：法人市民税、個人市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税)	1件(1年度1税目) 300円
軽自動車税納税証明(継続検査用)	無料
滞納がないことの証明	1件 300円
資産証明(土地・家屋・償却資産)	1件 300円
評価証明、公課証明	1件(1筆1棟ごと) 300円
住宅用家屋証明	1件 1,300円
土地・家屋名寄閲覧	1件 300円

収入の大幅な減少などにより、国保・年金・市税の納付が困難になった場合は、猶予制度などもありますので、各担当課にご相談ください。